

練馬区告示第451号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をつぎのとおりしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定に基づく公告としての告示をする。

なお、関係図書は、建築・開発担当部建築審査課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月2日

練馬区長 吉田 健一

1 位置の指定に係る道路の種類

法第42条第1項第5号の規定による位置の指定に係る道路

2 位置の指定年月日

令和8年8月31日

3 位置の指定の番号

第15号

4 位置の指定の道路の位置

練馬区石神井台八丁目1010番36、同番45および同番53ならびに1010番1、同番14、同番15、同番18、同番30、同番31、同番32、同番33、同番34および同番35の各一部

5 位置の指定に係る道路の幅員および延長等

(1) 幅員 4.00メートル

(2) 延長 34.38メートル

(3) 道路面積 139.61平方メートル